

吹田市長 あて

利用申請内容に関する同意書

利用申請時から状況が変わった方が、下記内容に同意のうえ、保育所等の利用調整を希望するための書類です。利用申請時に既に同意いただいている方は提出不要です。

①育児休業を取得する（取得する予定）

- ・利用希望の保育所等に内定となった際は、利用開始月の翌月1日までに必ず復職してください。利用開始月の翌月1日までに復職できない場合は内定を辞退していただきます。
- ・保育所等の利用開始後、「就労状況確認書」に育児休業期間と復職日を記載してご提出ください。提出期間内に提出されない場合は、退所となる可能性があります。
- ・復職が利用開始月の翌月2日以降となった場合、退所となります。
- ・同意した内容に変更がある場合は、電子申請にて吹田市保育幼稚園室まで申し出てください。変更があるにも関わらず申告しなかった場合は内定取消または退所となる可能性があります。

②単身赴任の加点希望に変更する

- ・利用開始日時点において単身赴任先で勤務している場合が対象です。
- ・入所後3か月間は単身赴任の状態であることが必要です。入所後3か月の間、単身赴任であるという条件を満たさない場合は、内定取消または退所となります。
加点を希望されるかどうかはよくご検討ください。
- ・申請後に変更が生じた場合は速やかに保育幼稚園室へ申告してください。
- ・単身赴任先が近畿圏内の場合は、単身赴任先の住居の契約書等の提出が必要です。
該当する方は、この同意書と一緒に住所の契約書等を提出してください。

※該当するものにチェックしてください。

☐ ①の取扱い等に同意する。

☐ ②の取扱い等に同意する。

→単身赴任期間は☐決まっている（令和 年 月から令和 年 月まで）

☐無期限

令和 年 月 日 住所 _____

保護者名 _____

（上記内容に該当される保護者本人の自署のみ有効）